

今後の土壌汚染対策の在り方に係る論点③

1. 認定調査の見直しについて

2. その他

- ① 健康リスクに応じた試料採取等調査（第4回小委員会の論点）で示したフローにおける詳細事項について
- ② 形質変更時要届出区域における施行方法の基準について
- ③ 指定調査機関について
- ④ 汚染土壌処理施設について
- ⑤ GXの観点について
- ⑥ 埋立地特例区域の見直しについて
- ⑦ 汚染情報に係る調査契機（第4回小委員会の論点）における詳細事項について

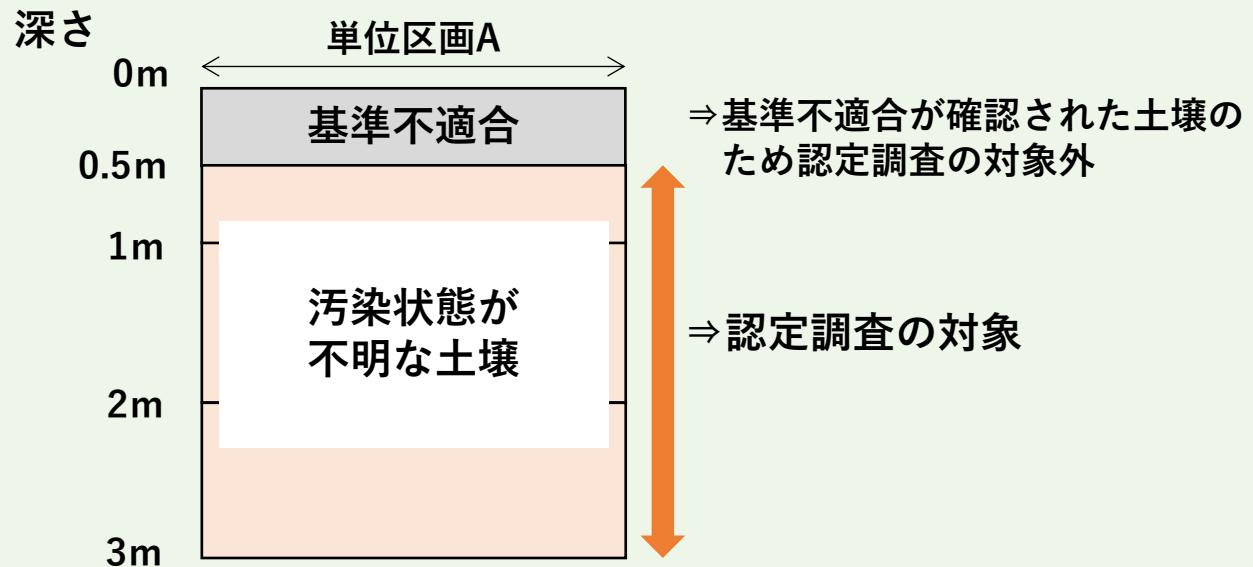
1. 認定調査の見直しについて

現行制度①

- 区域指定を受けた土地から土壌を搬出する場合には、汚染が確認されていない土壌についても、汚染土壌として適切に運搬・処理等を実施する必要がある。（法第16条第1項）
- 当該搬出時に、搬出しようとする土壌の調査（通称：認定調査）を実施し、都道府県知事が基準に適合すると認めたものに限っては運搬や処理等の法規制を受けずに搬出が可能となる。（法第16条第1項）

認定調査の対象となる土壌（例）

土壌汚染状況調査を実施し、鉛の含有・溶出量基準超過が確認された場合



1. 認定調査の見直しについて

現行制度②

- 認定調査では、掘削対象地における土壌汚染のおそれの把握を行い、試料採取等を行う対象物質を特定するために、認定調査時地歴調査を行う必要がある。（規則第59条の2第2項）
- 要措置区域等の指定後に土壌の搬入により土壌汚染のおそれが生じたかどうかについては、「要措置区域等への土壌の搬入に係る届出書」に基づき判断されている。（規則第59条の2第2項第3号）

認定調査時地歴調査で把握を行う主な事項

- 認定調査時地歴調査では、主に下記に示す情報を収集・把握を行う。
 - ✓ 土壌汚染状況調査における地歴調査の情報
 - ✓ 台帳に記載した土壌汚染状況調査等の結果の情報
 - ✓ 区域指定後に汚染状態の変更が生じるような新たな汚染等の履歴情報

要措置区域等への土壌の搬入に係る届出書

- 認定調査を行おうとする土地の所有者等は、搬入土壌の履歴を毎年1年に1回、自治体に届出を行うことが規定されている。
- 搬入土壌により土壌汚染のおそれが生じていないかどうかを、当該届出の記録に基づき判断し、試料採取等対象物質の絞り込みを行う。

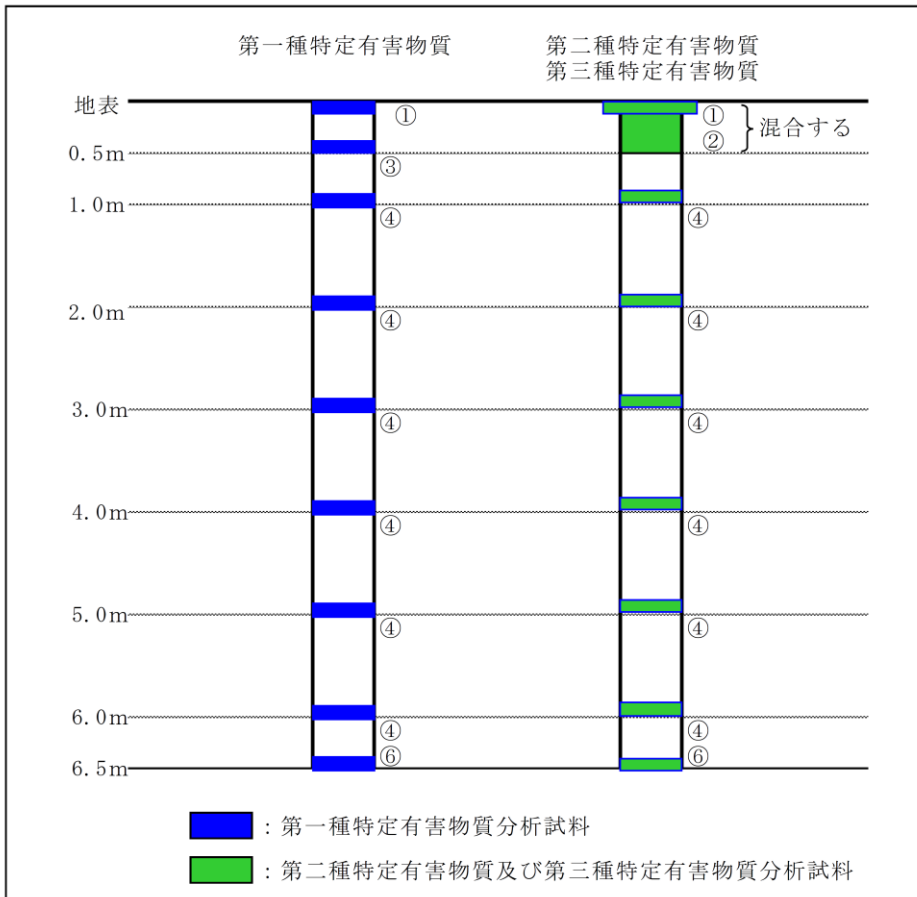


搬入土壌による汚染のおそれがないことを認定時地歴調査で把握できたとしても、搬入に係る記録の届出を行っていない場合、全ての特定有害物質が試料採取等対象物質となる。

1. 認定調査の見直しについて

現行制度③（掘削する前に認定調査を行う場合）

- 掘削する前に認定調査を行う場合には、一定の頻度（100m²又は900m²ごと）に、地表面から掘削対象深さまで、試料を採取する。



試料採取の対象となる土壌

- ①表層の土壌
- ②深さ5-50cmの土壌
- ③地表から深さ50cmの土壌
- ④深さ1mから土壌の掘削の対象となる部分の深さまでの1mごとの土壌
- ⑤掘削深さまでに帯水層の底面がある場合における当該帯水層の底面の土壌（左図には該当なし）
- ⑥掘削深さの土壌

※基準不適合が判明している深さは、認定不可

試料採取深さの例（掘削深さ6.5mの例）

1. 認定調査の見直しについて

検討会提言

- 現行制度では、区域指定を平面方向のみにしか行えないため、区域指定された土地に深さ方向に汚染がない蓋然性が高い土壌が存在した場合でも汚染土壌とみなされ、区域外に搬出するためには認定調査が必要となる。（p.24）
- 特に認定調査、飛び地間移動、自然由来等土壌に係る区域間移動、臨海部特例区域といった事業者の負担軽減を図るために整備された各特例制度については、区域指定制度自体に伴う各種負担の方が大きい、個々の制度を活用するための手続等も複雑といった理由から必ずしも十分に活用されておらず、制度の在り方について見直すべきとの指摘がある。（p.29）

意見・指摘事項等

- 現在も深度方向調査結果を認定調査に転用している。例えば、法第12条や法第16条届出時に詳細調査結果を添付し、通常土と判断された場合は、認定土壌として扱えるようにするなど認定確認の手間を合理化すべき。工期に余裕がない場合は、汚染されていない部分も汚染土壌として搬出しなければならない場合もあり不合理となっている。（日本建設業連合会）
- 規制対象を要措置区域等内の土壌ではなく、基準不適合土壌に限定できないか。（区域指定制度を見直しつつ、認定調査という考え方自体を改められないか。）（東京都）
- 立体での区域指定による認定調査制度の廃止を提案。（明石市）
 - 調査の対象項目を減らす要件が認定調査を行うまでの間、継続して1年ごとに届出の提出であり、法改正前に区域指定した事業所は基本的に対象外。
 - 制度を熟知している業者しか利用の相談をしてこない。
 - 自治体職員も詳細に把握していないため、提案しにくい。
 - 深度方向の調査が現行の認定制度と同等と考えられる。

1. 認定調査の見直しについて

課 題

- 認定調査は、区域内の汚染の有無が確認されていない土壌について基準適合を確認する調査であるにもかかわらず、現行では、通常の土壌汚染状況調査と比べても基準適合であると判断するまでの手間が多く、制度自体が複雑化している。
- 認定調査は複雑であり大変な手間がかかるため、認定調査で基準適合が確認できる土壌があったとしても、その確認の作業が行われず、当該土壌をみなし汚染土壌として搬出してしまいう案件が多々みられる。

論 点

- 制度が複雑化している認定調査制度について、見直しを検討してはどうか。

論点に対する方向性

- a. 認定調査制度について、以下のとおり見直しを行うべきではないか。
 - ①「要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書」の廃止
 - ②認定調査における900m³ごとの試料採取頻度の廃止
 - ③認定調査における汚染状態の判定方法について

1. 認定調査の見直しについて

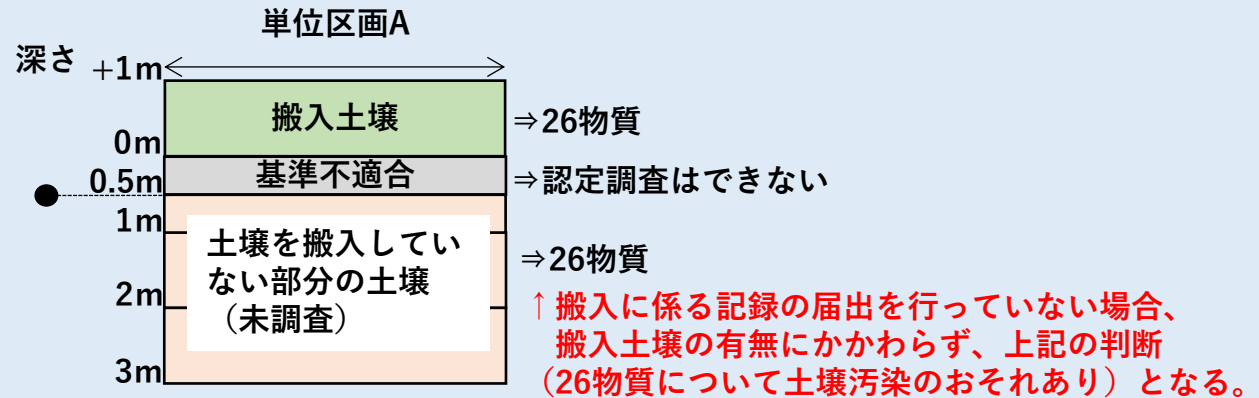
○認定調査制度の見直しの概要＜規則第59条、59条の2、59条の3関連＞

①「要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書」の廃止

【現状と課題】

- ・認定調査を意識して1年ごとに届出を行っている土地所有者等は少ない。そのため、認定調査を行うタイミングで当該届出が必要であることを知る事業者も多い。
 - 搬入の届出が行われていなければ、たとえ搬入土壌による汚染のおそれがないことを認定時地歴調査で把握できたとしても、全ての特定有害物質が認定調査の試料採取等対象物質となってしまう。

搬入届が行われていない場合又は搬入土壌の汚染状態が不明な場合



試料採取等対象物質の特定概念図(第2種想定)

【見直し案】

- ・搬入土壌による汚染のおそれの有無は、認定調査時地歴調査において把握できることから、要措置区域等に搬入された土壌に係る届出を廃止する。
- ・要措置区域等に搬入された土壌（盛土・埋土）の汚染の有無を土地所有者等が記録することを義務づけるものとする。

1. 認定調査の見直しについて

②認定調査における900m³ごとの試料採取頻度の廃止

【現状と課題】

- ・認定調査における試料採取頻度は、「試料採取不要」「900m³ごと」「100m³ごと」に分かれている。そのうち900m³ごとに試料採取を行う場合の条件は、区域指定後に土壌の搬入の有無が不明又は搬入された土壌の汚染の有無が不明な場合のみである。→不明な場合においては全物質（26物質）を試料採取の対象とする必要があり、100m³ごとの試料採取を求めることは過大であるため、一定程度の把握が可能である900m³ごととしている。
- ・900m³ごとの試料採取頻度があるために、認定調査の条件分けが多くなり複雑となっている。

認定調査における試料採取頻度に係る情報

試料採取頻度	区域指定時、土壌の部分の汚染の有無に係る情報	区域指定後、新たな土壌汚染のおそれに係る情報
ア) 試料採取不要	土壌汚染状況調査又は詳細調査等の結果に基づき要措置区域等内の汚染状態を明らかにした図面により土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していると認められる土壌が適切に管理されている情報	区域指定後に、搬入された土壌（浄化等済土壌、認定土壌、品質管理により、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していることを確認した土壌に限る。）や汚染除去等計画に基づくオンサイト浄化済土壌が適切に管理されている情報
イ) 900m ³ ごと	—	区域指定後に、土壌の搬入の有無が不明又は汚染状態の不明な土壌が搬入された旨の情報
ウ) 100m ³ ごと	上記ア)、イ) 以外の土地の部分（基準不適合土壌が存在する部分を除く）	

【見直し案】

- ・土壌の搬入の情報が管理され、認定調査時地歴調査でその情報が把握さえされていれば、現行制度における900m³ごとの試料採取頻度とはなり得ないため、認定調査における900m³ごとの試料採取頻度を廃止する。試料採取頻度は試料採取不要か100m³ごとの2択とする。
- ・搬入土（盛土・埋土）の汚染のおそれの評価においては、搬入土壌の分析結果や証明書、搬出元の地歴情報等をもとに判断し、試料採取対象物質を絞ることとする。

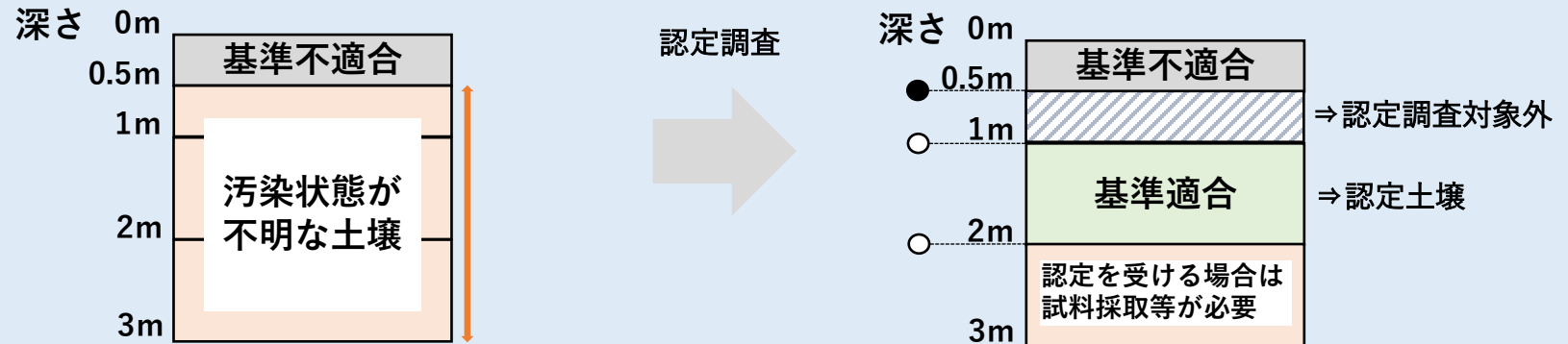
1. 認定調査の見直しについて

③認定調査における汚染状態の判定方法について

【現状と課題】

- ・認定を受けようとする土壌については、一定頻度で試料採取を行い、汚染のおそれがある物質について分析を行い、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合している結果が必要となる。
- ・第二種・第三種特定有害物質においては、基本的に汚染が生じた位置から深度方向に汚染は広がっていくため、上層で基準適合（2深度（2 m）連続で基準適合）が確認されていれば、当該深度以深の土壌に汚染がある蓋然性は低い。しかし、認定調査においては、当該深度以深の土壌についても試料採取等を行い、基準適合を確認した結果がなければ、認定を受けることができない。
⇒汚染がある蓋然性の低い土壌について、必要以上に調査を求めており、調査の手間や費用等の負担が認定調査活用の足枷となっている。

土壌汚染状況調査（表層）のみ行っている区画で認定調査を行う場合 【単位区画A（鉛の含有・溶出量基準超過）】



【見直し案】

- ・第二種・第三種特定有害物質においては、認定調査において2深度連続で基準適合を確認され、当該深度以深に汚染のおそれの生じた位置がない場合に、当該深度以深の土壌を試料採取等を行わずに、認定を受けることができるとする。

2-①. 健康リスクに応じた試料採取等調査（第4回小委員会の論点） で示したフローにおける詳細事項について

検討会提言

参考：第4回小委員会資料

- 試料採取等調査については、（中略）健康被害のおそれがないことが確認できる場合には一律に義務付けないようにするなど、土壌汚染対策と地下水汚染対策の連携強化を図りつつ合理化等の対応を講じること
で、健康リスクに応じた調査の実施の確保と制度に基づく各種手続等の運用のしやすさ・分かりやすさの
両立を図るべきである。（p.16）

論 点

- 引き続き工場・事業場と利用される場合であって、土地の形質の変更を行う際に、土壌汚染による健康リスクが無いと考えられる場合においては、試料採取等調査を一律に義務づけないスキームを検討してはどうか。

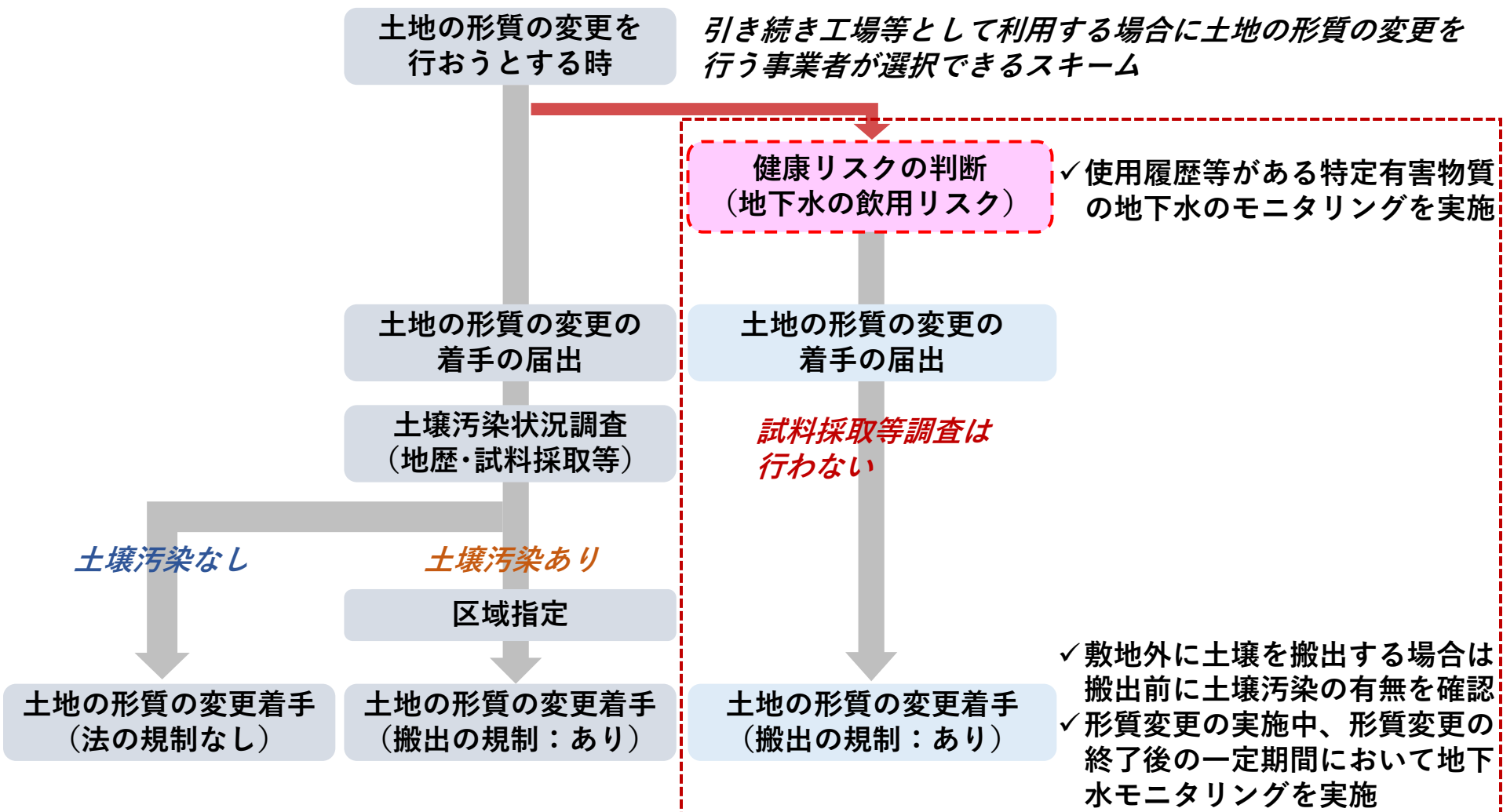
論点に対する方向性

- より直接的に土壌汚染による健康リスクを把握するため、地下水モニタリングの結果を活用してはどうか。
- 具体的には、引き続き工場・事業場の敷地として利用される場合であって、土地の所有者等が敷地境界において地下水モニタリングを実施し、一定期間、地下水汚染を確認し健康リスクがないことを確認できれば、試料採取等調査を一律に義務づけないようにしてはどうか。
- その上で、試料採取等調査を行わない場合には、事前の地下水モニタリングに加え、形質変更の実施中、及び、形質変更の終了後の一定期間においても地下水モニタリングを義務づけることとしてはどうか。また、その場合、敷地外への土壌を搬出する場合には、搬出前に土壌汚染の有無の確認を行い、汚染土壌が適正に処理されるようにしてはどうか。

2-①. 健康リスクに応じた試料採取等調査（第4回小委員会の論点） で示したフローにおける詳細事項について

○論点に対する方向性のイメージ図

参考：第4回小委員会資料



現行フロー

試料採取等調査を行わず土地の形質の変更を行うフロー 11

2-①. 健康リスクに応じた試料採取等調査（第4回小委員会の論点） で示したフローにおける詳細事項について

第4回小委員会でいただいた意見

- 地下水の流向、敷地境界から距離があるところの形質変更、物理的に区切られているところについて、「健康リスクがないこと」の定義に改めて追加いただきたい。
- 地下水モニタリングの評価は試料採取等調査より長い期間がかかってしまう。健康リスクが低い地域でも毎回井戸を建設し地下水モニタリングをするのであれば負担軽減とならず、結局試料採取となる可能性もある。他の方法も検討いただきたい。
- 中小企業の事業場は狭隘なのでボーリングの余地がない場合や地盤が脆弱でボーリングの際に地下水が溢れ出す可能性もある。地下水モニタリングが負担軽減の観点から有効なのかが不明。調査内容・程度がわからないので判断が難しいのが懸念点。
- 土壌と地下水の関係が従来と逆で、水濁法との境目が近くなってしまう。
- 第一帯水層に汚染がなくとも第二帯水層に汚染があることは往々にしてある。土対法では直接摂取の暴露も含まれるところ、地下水モニタリングは深い位置にある汚染しか覚知しない。土地の用途別で想定しているのかもしれないが健康被害のおそれがないことを十分に担保できるか疑問であり、議論を深めてほしい。
- 地下水モニタリングを技術的にどうするかを詰めることで負担軽減に繋がる一方で、汚染の見逃しが無いよう制度をまとめる必要あり。

2-①. 健康リスクに応じた試料採取等調査（第4回小委員会の論点） で示したフローにおける詳細事項について

○現在想定している地下水モニタリングのイメージ

<地下水モニタリングを行う期間と頻度>

①事前の地下水モニタリング

- ・土地の形質の変更を行おうとする直近の1回

②土地の形質の変更中及び変更後の地下水モニタリング

- ・土地の形質の変更中は毎月1回以上
- ・土地の形質の変更が完了してから1回

<井戸設置深さについて>

①事前の地下水モニタリング

- ・物質に関係なく第一帯水層に汚染がないことを確認すればよい

②土地の形質の変更中及び変更後の地下水モニタリング

- ・第二種・第三種→第一帯水層
- ・第一種（ベンゼンを除く）→土地の形質の変更を行う掘削最大深度まで全深度にわたる採水（オールスクリーン）とする。

<井戸設置箇所と本数について>

①事前の地下水モニタリング

- ・土地の形質の変更を行う予定の周縁部の地下水下流側に最低1箇所
(対象地における地下水下流側の敷地境界の1箇所でもよい)

（例）下流側の敷地境界において100mに1箇所程度

※土地の規模や形状に応じて、観測井戸の設置本数をどう増やすかどうかは技術的事項として今後検討

②土地の形質の変更中及び変更後の地下水モニタリング

- ・土地の形質の変更を行った場所の周縁部の地下水下流側に最低1箇所

※土地の形質の変更の規模に応じて、観測井戸の設置本数を増やすかどうかは技術的事項として今後検討

2-①. 健康リスクに応じた試料採取等調査（第4回小委員会の論点） で示したフローにおける詳細事項について

○現在想定している地下水モニタリングのイメージ

<地下水モニタリングで測定する物質>

- ・地歴調査の結果、対象地において土壌汚染のおそれがあると判断された特定有害物質（自然由来の汚染のおそれがあると判断された物質は含まない）

<地下水モニタリングで管理する基準>

①一般の土地（内陸部等）

- ・周辺で飲用井戸等による地下水飲用の可能性を考慮し、地下水基準により管理してはどうか。

②臨海部の土地

- ・臨海部の土地では、一般の居住者による地下水の飲用がない土地が多く存在すると考えられる。加えて、臨海部の地下水の流向は、潮位の影響を受けるが海側へ流れていることが多いと考えられる。そのため、水道水の水質基準と同程度である地下水基準ではなく、地下水基準の10倍程度の基準を目安に管理してはどうか。

★臨海部の土地について

- ・人の健康に係る被害が生じるおそれがない土地であることとし、以下を想定できないか検討を進めている。

①～③のいずれかに該当する土地

- ①公有水面埋立法による埋立て又は干拓事業により造成が開拓された土地であること
- ②都市計画法第8条第1号の工業専用地域又は工業専用地域と同等の用途規制が条例により行われている港湾法第39条第3号の工業港区であり、地下水の主流向の下流側の方向に海域まで工業専用地域等以外の地域が存在しないこと
- ③当該土地が一部でも港湾、河口（運河を含む）、海岸に隣接しかつ、当該土地の両隣りの土地は工場等である（常時利用の住居がない）こと ※事業者は両隣に飲用井戸がないことを確認する。

2-①. 健康リスクに応じた試料採取等調査（第4回小委員会の論点） で示したフローにおける詳細事項について

○現在想定している地下水モニタリングのイメージ

<地下水モニタリングで基準不適合が確認された場合の対応方法>

【事前のモニタリング時に基準不適合が確認された場合】

- ・ 試料採取を行わず土地の形質の変更を行うフローを選択する条件を満たしていないため、このスキームは選択できないとなる。

【施行中のモニタリング時に基準不適合が確認された場合】

- ・ このスキームを選択する旨の届出時に「土地の形質の変更の施行中及び施行後の地下水モニタリングで基準不適合が確認された場合における対応方法」を記載した書類を添付することとする。
- ・ 施行中に基準不適合が確認された場合には、届出書に基づいた所要の措置を講じる。
- ・ 所要の措置実施後、当該地下水モニタリング結果と措置を実施した旨を自治体に報告する。
- ・ 報告後は、工事完了まで引き続き施行中のモニタリングを継続し、自治体に報告する。

【施行後のモニタリング時に基準不適合が確認された場合】

- ・ 施行後に基準不適合が確認された結果を自治体に報告する。
- ・ 報告後、区域指定の解除要件と同等期間地下水モニタリングを実施し、自治体に報告する。

2-②. 形質変更時要届出区域における施行方法の基準について

現行制度

- 形質変更時要届出区域において土地の形質の変更が行われる場合において、汚染土壌が帯水層に接することで**新たな環境リスクを生じさせない**ようにするため、土地の形質の変更の施行方法に関する基準の一つとして、土地の形質の変更に当たり基準不適合土壌が帯水層に接する場合にあっては、環境大臣が定める施行方法の基準により土地の形質の変更を行うことと規定されている。
- 具体的な施行方法は平成31年環境省告示第5号に定められている。

形質変更時要届出区域（一般管理区域と埋立地管理区域）における
溶出量基準不適合土壌が帯水層に接する場合の施行方法の基準

区域		土地の形質の変更	溶出量基準不適合土壌が帯水層に接する場合の施行方法	
			最も浅い帯水層	下位帯水層
(参考) 要措置区域		原則禁止	- 遮水壁により形質変更区域内外の地下水を遮断 - 又は - 地下水位の管理及び地下水の水質の監視	遮水壁により形質変更区域内外の地下水を遮断
形質変更時要届出区域	一般管理区域	事前届出 (14日前)	- 遮水壁により形質変更区域内外の地下水を遮断 - 又は - 地下水位の管理及び地下水の水質の監視	遮水壁により形質変更区域内外の地下水を遮断
	埋立地管理区域		- 地下水位の管理 - 又は - 地下水の水質の監視	遮水壁により形質変更区域内外の地下水を遮断

2-②. 形質変更時要届出区域における施行方法の基準について

意見・指摘事項等

- 現行制度では、特定有害物質の種類・濃度や区域の種類（埋立地管理区域や特例区域は除く。）といった健康被害リスクの有無に関わらず、土壌溶出量基準不適合の土壌が帯水層に接する場合、平成31年環境省告示第5号で定める施行方法で土地の形質の変更を行うことにより、当該基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講ずる必要があり、事業者にとって費用的負担が大きい。（名古屋市）
 - ・ 平成31年環境省告示第5号で定める施行方法に関する自治体への相談事例が多く、自治体間での運用にも差が見られる。
 - ・ 従来より形質変更時要届出区域（一般管理区域）に指定された区域で、人為等由来と考えられる特定有害物質（第一種特定有害物質やシアン）による汚染ではなくその汚染状態が第二溶出量基準以下であれば、当該施行基準の適用除外とできないか。
- 区域内の帯水層に接する場合の土地の形質変更に関する施行方法全般については、土壌汚染による健康リスクに対して過剰とならないよう、土壌汚染の物質や濃度等に応じて施行方法を見直していただきたい。（日本建設業連合会）
- 下位の帯水層まで到達している既存杭の引き抜き工事をケーシングを設置して行う場合、通常はケーシング直径は杭直径より若干大きい程度であり、上位帯水層において杭とケーシング間の土壌・地下水を除去することは施行上困難である。健康リスクに応じて少量の土壌や地下水の落とし込みが許容できる場合は、それらを除去せずに引き抜き工事をできるようにして頂きたい。（ガイドラインappendix12-15）（日本建設業連合会）

2-②. 形質変更時要届出区域における施行方法の基準について

論 点

- 土壌溶出量基準に適合しない土壌が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合の施行方法について、見直しを行ってはどうか。

論点に対する方向性

- a. 一般管理区域において、最も浅い帯水層における施行の場合は、土地の形質の変更が終了するまでの間、地下水の水質の監視（地下水モニタリング）を実施し、汚染の拡大がないことを確認することとしてはどうか。
- b. 上記の地下水モニタリングにより地下水汚染がないことを確認できていれば、現行の告示5号で示されている拡散防止対策の方法によらず、施行方法は問わないこととしてはどうか。
- c. 臨海部の土地においては、施行を行う帯水層によらず、土地の形質の変更が終了するまでの間、地下水の水質の監視（地下水モニタリング）を実施し、汚染の拡大がないことを確認することとしてはどうか。この場合、監視する基準は地下水基準の10倍程度の基準としてはどうか。
 - 上記（c）の管理が必要な区域を新たに設けてはどうか。
（例えば「臨海部管理区域」という名称が考えられる。）
 - 従来の「埋立地管理区域」は廃止とする。（該当する土地は全て「臨海部管理区域」として管理される。）

2-②. 形質変更時要届出区域における施行方法の基準について

○論点に対する方向性のイメージ

形質変更時要届出区域（一般管理区域と（仮称）臨海部管理区域）における
溶出量基準不適合土壌が帯水層に接する場合の施行方法の基準

区域		土地の形質の変更	溶出量基準不適合土壌が帯水層に接する場合の施行方法	
			最も浅い帯水層	下位帯水層
(参考) 要措置区域		原則禁止	・ 遮水壁により形質変更区域内外の地下水を遮断 又は ・ 地下水位の管理及び地下水の水質の監視	・ 遮水壁により形質変更区域内外の地下水を遮断
形質変更時要届出区域	一般管理区域	事前届出 (14日前)	・ 地下水の水質の監視 (地下水基準)	・ 遮水壁により形質変更区域内外の地下水を遮断
	(仮称) 臨海部管理区域 (臨海部の定義は新 制度と同じ)		・ 地下水の水質の監視 (地下水基準の10倍程度の基準)	・ 地下水の水質の監視 (地下水基準の10倍程度の基準)

2-③. 指定調査機関について

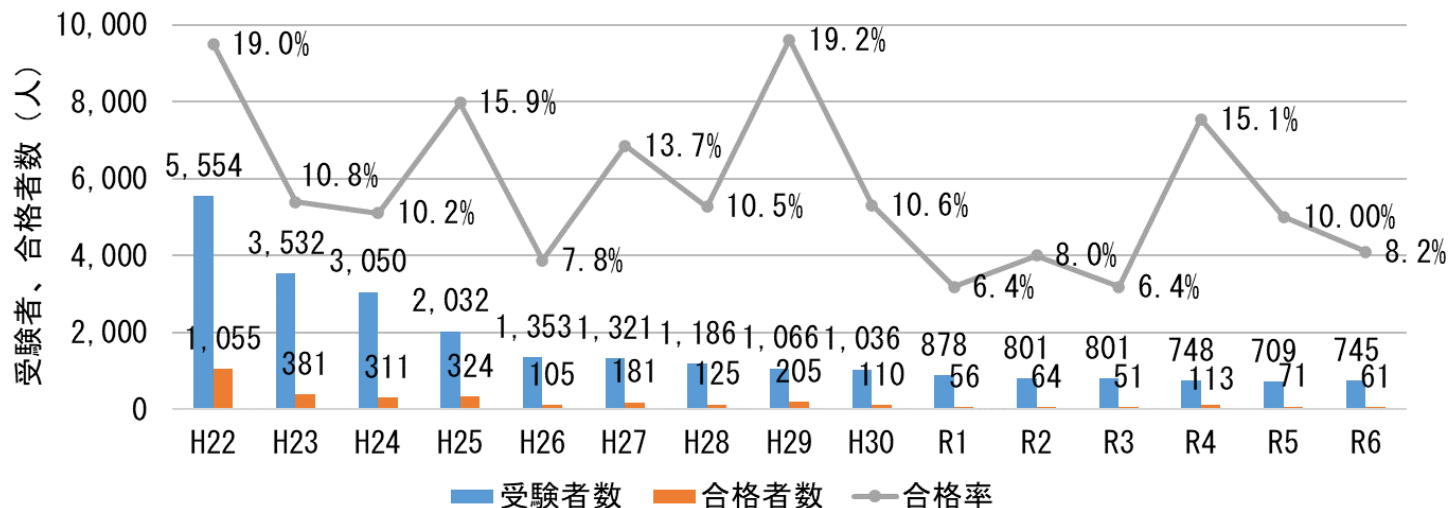
現行制度①

- 法に基づく土壌汚染の調査を行う者として、一定に技術的能力を有する者を環境大臣又は都道府県知事が指定調査機関に指定。5年ごとに更新が必要。（法第29条、第32条）
- 指定調査機関には、技術管理者の設置及び技術管理者による監督が義務づけ（法第33条、第34条）
※技術管理者は環境大臣が行う技術管理者試験に合格した者

施行状況①

- 令和7年4月現在、指定調査機関数は672件、事業所数は810件である。
- 土壌汚染調査技術管理者試験の合格者数は、令和6年度までの累計で3,213名である（ただし、資格者証の未申請、失効、自治体職員等を含むため、技術管理者の実務に就ける者はこれより少ないことに留意する必要がある。）。

技術管理者試験の受験者数、合格者数、合格率の推移



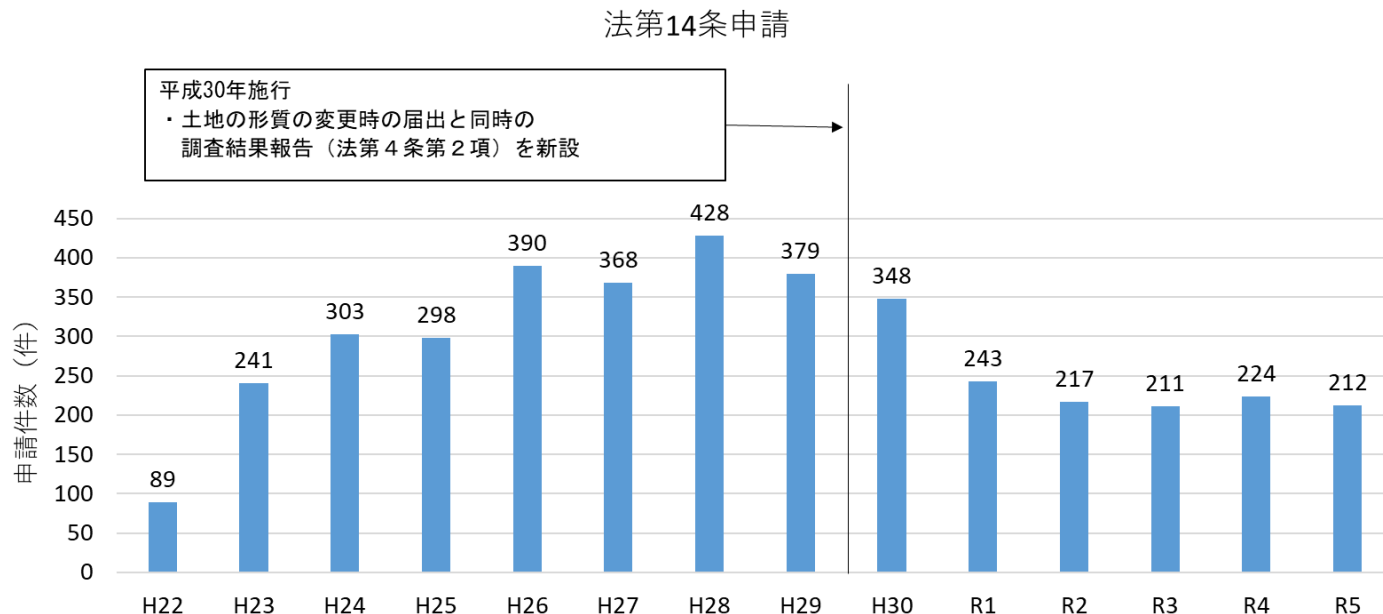
2-③. 指定調査機関について

現行制度②

- 自主的に土壤汚染を調査した結果、当該土地の汚染状態が基準に適合しないと思料するときは、土地の所有者等の全員の合意の上で、区域指定を申請可能（法第14条第1項）
- 法第14条の申請に必要な自主調査の結果について、調査実施者には特段の定めがない。

施行状況②

- 法第14条の申請は、平成30年に土地の形質変更の届出と同時に調査結果の報告を可能（法第4条第2項）として以降、減少傾向にある。これは、土地の形質変更時に、条例等に基づき実施した調査結果を利用して調査命令を経ずに法第14条の申請を行っていたケースが、法第4条第2項に基づく調査結果として報告されたためと考えられる。
- 近年でも一貫して年間200件程度の活用実績がある。



現行制度③

○報告徴収及び検査

- 環境大臣若しくは地方環境事務所長又は都道府県知事は、法の施行に必要な限度において、その指定した指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。この報告徴収又は立入検査の実施は、法令違反の疑いのある場合に限らない。（法第 54 条第 5 項）
- なお、報告を求めたのににもかかわらず、報告しない場合や虚偽の報告を行った場合、又は検査を拒む等の場合は、30 万円以下の罰金に処せられる。（法第 67 条第 3 号）

○改善命令（法第36条第3項）

- 指定調査機関が法定調査を行うことを求められたにもかかわらず、正当な理由なくこれを行わないとき、又はその方法が適当でないときは、環境大臣若しくは地方環境事務所長又は都道府県知事は、その指定した指定調査機関に対し、その法定調査を行うこと、又はその方法を改善することを命ずることができる。

○適合命令（法第39条）

- 環境大臣若しくは地方環境事務所長又は都道府県知事は、その指定した指定調査機関が法第 31 条の指定の基準に適合しなくなったと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの基準に適合するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

現行制度④

○指定の取り消し（法第42条）

- 環境大臣若しくは地方環境事務所長又は都道府県知事は、その指定調査機関が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
 - ① 法第30条第1号又は第3号（欠格条項）に該当するに至ったとき。
 - ② 法第33条（技術管理者の選任）、第35条（変更の届出）、第37条第1項（業務規程の届出・規程変更の届出）又は第38条（帳簿の備付け等）の規定に違反したとき。
 - ③ 法第36条第3項の規定による命令（改善命令）又は法第39条の規定による命令（適合命令）に違反したとき。
 - ④ 不正の手段により法第3条第1項の指定を受けたとき。

2-③. 指定調査機関について

検討会提言

- 指定調査機関に対し、調査実施時の業務の体制、品質の確保、調査の方法等について適切な説明に努めるべき旨を義務付けるといった方策を検討すべきである。（p.37）
- 法の施行上著しく業務品質に課題がある機関については、環境省と自治体間で情報共有し、環境省等の指定者による検査等を強化し、重点的に指導等をしていくことを検討すべきである。（p.37）
- 法第14条の自主調査の結果については、近年一貫して年間数百件の活用実績があるが、調査実施者については特段の定めがない。これらの調査の大半は、指定調査機関が行っているのが実態であり、調査の真正性を制度として一層確保するため、指定調査機関が行うべき調査として法に位置付けることが適当と考えられる。（p.37）
- 指定調査機関の技術的能力等の確保については、上記のような方策のみでは不十分と考えられる場合には、必要に応じて技術管理者に係る試験・資格に関する制度や運用についても検討していくべきである。（p.38）

意見・指摘事項等

- 指定調査機関の対応能力や技術管理者の制度・運用の理解不足に関しては、当センターとしても、セミナー等の実施でその解消に貢献していきたい。また、センターの運営する資格「土壤環境監理士」「土壤環境保全士」については、調査・対策工事の優良化の推進及び不適正事例の防止に資する資格であり、活用を期待。（土壤環境センター）
- 法施行から20年が経過し、既往調査（法定調査）・自主調査結果（法によらない調査）を行った土地で再度の土壤汚染状況調査の契機が生じた土地が増加傾向。（東京都）
 - 過去調査結果をそのまま添付する、現行法令に沿ってどのように活用し、評価するのか記載もない等といった不適切な調査事例が散見される。（指定調査機関の質的な問題）
 - ガイドラインAppendix-27に従っていない。
 - ガイドラインAppendix等に基づき運用されている事項について、その法的位置付け等を改めて整理することが必要ではないか。（自主調査や既往調査の扱い等）
 - 能力が疑われる指定調査機関（技術管理者）について自治体と指定者（主に国）で情報共有する仕組みを設け、指定者が是正の指導をすべきとの指摘がある。

課 題

- 法の施行上著しく業務品質に課題がある機関があるという声が自治体から多く上がっている。
- 年間数百件行われている、法第14条の自主調査について、調査実施者については特段の定めがない。

2-③. 指定調査機関について

論 点

- ・法の施行上著しく業務品質に課題がある指定調査機関を把握し、是正の指導等の適切な対応を行うことを検討してはどうか。
- ・法第14条の申請に係る自主調査は、指定調査機関が行うべき調査としてはどうか。

論点に対する方向性

- ・現在も指定調査機関の情報が各指定調査機関のHPで自主的に開示されているところ、法定調査を依頼する土地所有者等が、各指定調査機関が保有する技術力や業務品質管理の取組を把握するために、今後は全ての指定調査機関の情報開示を行うようにすべきではないか。
- ・法の施行上著しく業務品質に課題がある機関については、引き続き環境省と自治体間で情報共有し、環境省と自治体による立入検査等を強化し、重点的に指導等をしていくべきではないか。
- ・技術管理者証の更新講習の内容を充実させるべきではないか。
- ・法第14条の申請に係る自主調査は、一部の例外を除き、指定調査機関が行うべき調査として法に位置付けるべきではないか。

○情報開示

(現行) 指定調査機関の情報開示を促進しており、各指定調査機関は自らのHPで情報開示を行っている。
情報公開している指定調査機関 令和7年4月時点 309件/672件



(改正のイメージ) 指定調査機関は自らのHPで情報の開示を行うことを義務化。

- ・HPで開示を行っていない指定調査機関は、環境省と自治体間で情報共有し、指導や検査を実施。

○法第14条

<自主調査において、指定調査機関が行うべき調査の例外(案)>

- ・調査を全て省略し、最も汚染状態がひどい状態で、区域指定を受けるための自主申請
- ・現場での対策措置の円滑化のための自主申請

2-③. 指定調査機関について

○開示する情報のイメージ

(掲載様式の例)

情報開示項目

A. 指定調査機関の情報	名称						
	指定番号						
	住所						
	連絡先	電話番号： FAX： E-mail：					
	事業所の所在地						
	業の登録・許可の状況						
	環境計量証明事業（濃度）	許可者・許可登録番号：					
	技術管理者数	事業所名（事業所の所在地／業務を行う都道府県）：____人					
	土壌汚染調査の従事技術者総数	____人（上記技術管理者を含む）					
B. 調査の実績	土壌汚染調査の元請での受注件数（契約件数）	年度	法対象		法対象外（条例分を含む）		
			①法第3条、第4条又は第5条の調査※	②法第16条の調査	③資料等の調査のみ	④試料採取・分析を行った調査	⑤搬出土壌の試料採取・分析を行った調査
		年度	件	件	件	件	件
		年度	件	件	件	件	件
	土壌汚染調査の下請での受注件数（契約件数）	年度	法対象		法対象外（条例分を含む）		
			①法第3条、第4条又は第5条の調査※	②法第16条の調査	③資料等の調査のみ	④試料採取・分析を行った調査	⑤搬出土壌の試料採取・分析を行った調査
		年度	件	件	件	件	件
		年度	件	件	件	件	件
	C. 技術力	技術者の保有資格と資格保有者数	____：____人				
			____：____人				
			____：____人				
			____：____人				
D. 業務品質管理の取組	業務品質管理の取組状況						

その他情報開示が期待される項目

A. 指定調査機関の情報	土壌環境事業に関するホームページアドレス	掲載HPアドレス：_____
B. 調査の実績	発注者の主な業種	
D. 業務品質管理の取組	業務品質管理に関する情報	掲載HPアドレス：_____
E. その他	リスクコミュニケーションに関する業務実績 環境保全活動	

※法第3条第1項、同条第8項、第4条第2項、同条第3項又は第5条の調査をいう。

A. 指定調査機関の情報

- 指定調査機関の名称
- 指定番号
- 住所、連絡先
- 業の登録・許可の状況
- 技術管理者数
- 土壌汚染調査の従事技術者総数

B. 調査の実績

- 土壌汚染調査の元請での受注件数
- 土壌汚染調査の下請での受注件数

C. 技術力

- 技術者の保有資格と資格保有者数

D. 業務品質管理の取組

- 業務品質管理の取組状況

※指定調査機関に関するガイドラインより抜粋

2 - ④. 汚染土壌処理施設について

検討会提言

- 不適正な処理事例に対しては、必要に応じ、厳正に対応できる制度や運用の在り方を検討していくべきである。（p.36）
- 汚染土壌の運搬基準における搬出期限等についても、事業者における適正処理の確保とモーダルシフトの両立を後押ししていけるよう、運搬手段等に応じた実態を把握した上で、必要な対応を検討すべきである。（p.37）
- 汚染土壌処理施設の許可に係る手続のうち廃棄物処理法に基づき法の特定有害物質を含む廃棄物の処理が許可されている場合等に対しては、申請者や審査を行う地方自治体の事務負担の低減を図るため、申請書類の合理化等の措置を検討すべきである。（p.37）

意見・指摘事項等

- 車以外のCO₂削減に寄与する運搬モードを積極的に採用するため、船舶、鉄道利用の場合は運搬期間の緩和を検討をお願いしたい。（処理業協会）

論 点

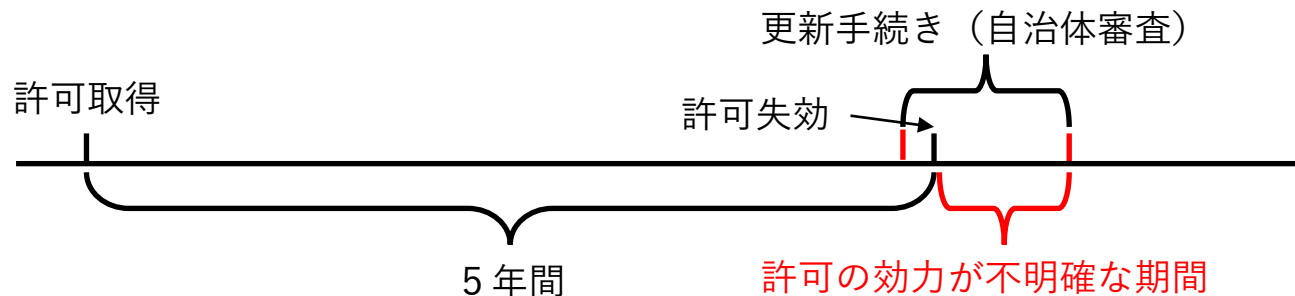
- 不適正事例への対応や質の確保に資するため、汚染土壌処理施設における汚染土壌の処理実績等の情報開示を義務付けてはどうか。
- 船舶等を使用した運搬では、一定量の汚染土壌を確保するための時間が必要となり、30日以内の運搬期限が課題となっている。そこで、脱炭素社会の実現に向け、CO₂削減に寄与する運搬方法の積極的な採用を後押しするため、搬出方法によっては汚染土壌の運搬期限を延長してはどうか。
- 汚染土壌処理施設に許可の更新手続きにおいて、当該更新の手続き期間中に許可の有効期間が満了した際の許可の効力についての規定がないため、運用において苦慮する事例がある。

2 - ④. 汚染土壌処理施設について

現 状

- 汚染土壌処理施設には以下 5 種類があり、令和 7 年 3 月末時点で115施設が許可を受けている。
①浄化等処理施設 ②セメント製造施設 ③埋立処理施設 ④分別等処理施設 ⑤自然由来等土壌利用施設
- 汚染土壌処理施設においては人の健康や周辺的生活環境に具体的な支障を及ぼす事案は確認されていないものの、一部の事業者において違反行為が確認された事案が生じており、令和 5 年度には法第23条第 1 項違反により法第25条に規定する事業の全部停止命令が発出された事例が発生した。
- 処理の透明化に資する情報開示について、現行では、汚染土壌処理施設の処理実績等の情報開示を促している（汚染土壌の処理業に関するガイドライン）。
- 汚染土壌の運搬は搬出の日から30日以内に終了することと規定されている（規則第65条第12号）。
- 汚染土壌処理施設は 5 年ごとに許可の更新を行う必要があるが、その更新手続き期間中に許可の有効期間が満了した際の効力についての規定がない。
- 一方、指定調査機関も同様に 5 年ごとに指定の更新を行う必要があるが、その更新手続き期間中に指定の有効期間が満了した際の指定の効力については、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第 3 条第 2 項に基づき、その効力を有するものとされている。

○更新手続き期間中の許可の有効期間



2 - ④. 汚染土壌処理施設について

論点に対する方向性

- a. 汚染土壌の処理を委託する事業者等が、各汚染土壌処理施設の能力や処理実績等を把握するために、全ての汚染土壌処理施設の情報開示を義務化すべきではないか。
- b. 船舶等への汚染土壌の積替えの円滑化を図ることで汚染土壌の運搬に船舶等の利用を促し、CO₂削減に資する汚染土壌の運搬に係るモーダルシフトを後押しするために、船舶等を利用する運搬の搬出期限を延長することを検討すべきではないか。具体的には、運搬期限を現行の30日から60日としてはどうか。また、物流業界では運転手不足等の社会課題があることから、汚染土壌の運搬期限の見直しの必要性を継続して検討してはどうか。
- c. 指定調査機関の更新の手続きと同様に、汚染土壌処理施設の許可の更新においても、当該更新手続き期間中は許可の効力を有する旨の規定を設けてはどうか。

○開示する情報のイメージ

- 開示する具体的な情報は以下の通り。（汚染土壌の処理業に関するガイドラインより抜粋）
 - ①汚染土壌処理業者の情報
 - ②汚染土壌処理施設の情報
 - ③処理実績の情報
 - ④測定に関する情報
 - ⑤技術的能力に関する情報

2-⑤. GXの観点について

施行状況

- 平成22年度からの累計で実施された実施措置7,226件のうち、掘削除去は5,472件であり、8割程度の場合は汚染除去等の実施措置として掘削除去が選択されている。

実施措置の種類

(件数：複数回答有)

実施措置の種類		実施措置が実施された区域等		要措置区域 実施措置実施件数		形質変更時 要届出区域 実施措置実施件数		実施措置実施件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
		R5		累計		R5		累計		R5		累計		R5		累計	
		R5	累計	R5	累計	R5	累計	R5	累計	R5	累計	R5	累計	R5	累計	R5	累計
地下水の リスク	地下水の水質の測定	14	(278)	31	(354)	45	(632)	0	(64)	40	(481)	0	(0)	5	(87)		
	原位置封じ込め	1	(14)	1	(12)	2	(26)	0	(2)	0	(10)	0	(0)	2	(14)		
	遮水工封じ込め	0	(5)	1	(11)	1	(16)	0	(3)	0	(7)	0	(0)	1	(6)		
	地下水汚染の拡大の防止	1	(27)	12	(42)	13	(69)	0	(24)	9	(23)	0	(0)	4	(22)		
	遮断工封じ込め	0	(1)	0	(2)	0	(3)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)		
	不溶化	原位置不溶化		3	(13)	0	(6)	3	(19)	0	(1)	0	(9)	0	(0)	3	(9)
		不溶化埋め戻し		0	(7)	2	(21)	2	(28)	0	(0)	2	(19)	0	(0)	0	(9)
直接 採取による リスク	舗装	2	(29)	20	(260)	22	(289)	0	(4)	16	(233)	0	(0)	6	(52)		
	立入禁止	0	(22)	7	(111)	7	(133)	0	(3)	6	(106)	0	(0)	1	(24)		
	土壌入換え	区域外土壌入換え		0	(5)	4	(57)	4	(62)	0	(1)	3	(53)	0	(0)	1	(8)
		区域内土壌入換え		0	(3)	1	(22)	1	(25)	0	(0)	1	(24)	0	(0)	0	(1)
	盛土	0	(6)	6	(105)	6	(111)	0	(1)	6	(88)	0	(0)	0	(22)		
土壌汚染の除去	掘削除去	105	(1,074)	426	(4,398)	531	(5,472)	24	(290)	422	(4,390)	0	(3)	85	(789)		
	原位置浄化	15	(191)	11	(150)	26	(341)	16	(178)	4	(40)	0	(1)	6	(122)		
工事完了・実施措置完了報告書及びそれらに準じた報告書提出件数		134	(1,370)	567	(5,354)	701	(6,724)	38	(487)	538	(5,170)	0	(5)	125	(1,062)		

※ 1つの要措置区域に対し、複数の実施措置が実施されることがあるため、「工事完了・実施措置完了報告書及びそれらに準じた報告書提出件数」は要措置区域等の指定の解除件数と一致しない

※ () 内の数値は、平成22年度からの累計件数

2-⑤. GXの観点について

意見・指摘事項等

- 建物の建て替えのケースや浅いところの汚染等、工事や汚染の種類によっては掘削除去の選択が優先されかつ妥当と考えられるケースもあるが、全体にまだリスク評価・リスク管理の概念が定着しておらず、土地取引を伴う場合を中心に、掘削除去の割合が比較的高い。掘削除去が減らない原因について、詳細に分析し、どのようなケースについて掘削除去以外の方法を推奨すべきかを示すべきではないか。（土壌環境センター）
- 税制、商習慣の転換を促し、基準不適合土壌を除去ではなく管理していく風土の醸成を。（東京都）

課 題

- 試料採取等調査で土壌汚染が判明した場合、汚染除去等の実施措置として掘削除去を選択する傾向があり、脱炭素の観点からも逆行している。

2-⑤. GXの観点について

GX2040ビジョン

「GX2040ビジョン ～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」

(令和7年2月18日閣議決定)

3. GX産業立地

(1) 脱炭素電源等の活用を見据えた産業集積の加速

1) 今後の産業構造の転換とそれに合わせたGX産業立地政策の在り方

② 今後の検討の方向性

エ) 産業構造転換に資する既存の産業用地の利活用

工場跡地等の用地における各種施設の整備に当たっては、脱炭素社会の実現等にも資する土地の円滑な利活用が図られるようにする必要がある。その際、土壤汚染に伴う健康リスクに応じた更なる必要かつ合理的な管理を図る観点から、土壤汚染対策制度の在り方を検討する。

論 点

- ・ 脱炭素の観点からも合理的な土壤汚染対策が図られるべきではないか。

論点に対する方向性

- a. 土壤汚染に伴う健康リスクに応じた合理的な管理により二酸化炭素排出量の削減につながるよう、二酸化炭素排出量の削減の観点から推奨される対応について指針等として示してはどうか。

2-⑥. 埋立地特例区域の見直しについて

現行制度①

- 埋立て土砂由来（人為等に由来するおそれがない）の汚染であっても形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）に指定され、法第12条届出、法第16条届出の対象となっている。

埋立地特例区域に関連する条文等

○規則第五十八条第五項第十一号

埋立地特例区域（形質変更時要届出区域であって、当該形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであって、次の要件のいずれにも該当すると認められるものをいう。）にあつては、その旨

イ 昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正十一年四月十日から昭和五十二年三月十四日までに公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壌の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及び令第一条第五号に掲げる特定有害物質※による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であつて、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの

※シアン化合物

ロ 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であつて、第三条の二第一号に掲げる土地の区分に分類した土地であること又は土壌汚染状況調査その他第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないと認められるもの

2-⑥. 埋立地特例区域の見直しについて

自然由来等基準不適合土壤に関連する過去の答申

○今後の土壤汚染対策の在り方について（答申）（平成20年12月19日）

第3-2-(4)

海面埋立地にある工場等の敷地は、ふっ素等の海水に含まれる自然由来成分やその埋め立てられた物質により、指定基準を超過することが多い。こうした土地の地下水は、塩分濃度が高く、飲用に適さないことから、飲用利用が無い。また、海面埋立地の工場は、通常、フェンス等工作物によって囲まれ、部外者が物理的に立ち入ることができない構造となっていることから、関係者以外の者が立ち入ることができない土地である。

こうした条件の土地については、汚染土壤の搬出時の措置、形質変更時の土壤の飛散の防止措置を講じていれば、たとえ、土壤の汚染状況が指定基準を超過していても人の健康に係る被害が生ずるおそれがない。

よって、このような土地については、当該土地の所有者等の申請に基づき、都道府県知事等が土壤の汚染状況が指定基準を超過していても健康被害を生ずるおそれがない土地である旨の認定を行った場合には、土壤汚染があるとみなし、形質変更時の飛散の防止措置及び汚染土壤の搬出時の措置については、規制の対象となる区域として指定し、公示するべきである。

第3-3-(2)-③

自然的原因により有害物質が含まれる土壤については、自然的原因であっても指定基準を超過する場合は、人に健康被害を与えるおそれがあり、搬出し別の場所に運び入れ使用する場合は、移動先の環境保全の観点から適切な管理が必要となる。よって、人為的な搬出以降の行為については、その他の汚染土壤と同様に法の対象とすべきである。

2-⑥. 埋立地特例区域の見直しについて

自然由来等基準不適合土壤に関連する過去の答申

○今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申）（平成28年12月12日）

第2-1-(4)

都市計画法で規定される工業専用地域では、工場が立地していることから土壤汚染の可能性はあるものの、臨海部にあっては一般の居住者による地下水の飲用及び土壤の直接摂取による健康リスクが低いと考えられ、産業活性化及び土地の有効活用のためにも、臨海部の工業専用地域における土地の形質の変更について、人の健康へのリスクに応じた規制とする観点から特例措置を設けるべきとの指摘がある。

他方、埋立地に立地する工業専用地域では、一定規模以上の土地の形質の変更の際の届出が年間約50件程度あり、そのうち土壤汚染状況調査を経て区域指定される土地が5割程度存在する。また、臨海部の工業専用地域であっても、付近に飲用井戸等が存在する箇所も存在する場合があり、さらに、保育所や小規模店舗等の立地は可能であって一般の人の立ち入りが可能な場所も存在している等の状況にある。

第2-2-(3)

自然由来又は埋立材由来基準不適合土壤は、濃度が比較的低くかつ地質的に同質な状態で広く存在しているものの、人為由来と同様に汚染土壤処理施設での処理が義務付けられている。

（中略）これらを踏まえ、自然由来特例区域及び埋立地特例区域から発生する基準不適合土壤は、特定有害物質の濃度が低く、特定の地層や同一港湾内に分布していると考えられることを踏まえ、適正な管理の下での資源の有効利用としての観点から、次に掲げる移動や活用を可能とすべきである。

ア 自然由来特例区域間（地質的に同質である範囲内）及び埋立地特例区域間（同一港湾内）の土壤の搬出等を届出の上、可能とする。

イ 同一事業や現場内の盛土構造物（埋立処理施設）による処理を業として行う場合の許可については、自然由来・埋立材由来の基準不適合土壤に適応した施設の構造要件等を設ける。

ウ 区域外の一定の条件を満たした工事での活用及び水面埋立利用を確認の上、可能とする。

（以下略）

2-⑥. 埋立地特例区域の見直しについて

現行制度②

- 水面埋立て土砂由来の土壤汚染状況調査の試料採取等を行う区画は、30m格子毎の調査を行う。

水面埋立て土砂由来の土壤汚染状況調査に関連する条文等

○規則第三条第六項第二号

第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められる場合 第十条の三に定める方法

○規則第十条の三

第三条第六項第二号に掲げる場合における試料採取等を行う区画の選定等の方法は、次の各号のとおりとする。

○規則第十条の三第一項第二号

調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地のうち第三条第六項第二号に係る対象地（以下この条、第十三条の二及び第十四条の二において「調査対象地」という。）の区域を、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画について、試料採取等の対象とすること。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項に規定する命令又は同条第二項の規定により土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより一メートルを超える深さにのみ汚染のおそれがあると認められる埋立て又は干拓の事業により造成された土壤の層（以下「埋立層等」という。）の位置があるときは、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。

イ 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画

ロ 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画

2-⑥. 埋立地特例区域の見直しについて

埋立地特例区域に関連

意見・指摘事項等（1／2）

- 本来、法第3条は事業場における人為由来汚染の対策を目的としており、土壌の移動・搬出に係るリスクへの対応は法第4条でなされている。（土壌環境センター）
 - ・ 法第3条の調査について、人の健康被害のおそれのないことが把握されている（土壌汚染があった場合でも暴露経路がないため形質変更時要届出区域に指定されることが確実である）公有水面埋立地については、水面埋立て用材料由来の土壌汚染を対象外としてはどうか。
 - ・ その代わりに、土地の形質の変更を契機とする法第3条第8項並びに法第4条第2項及び第3項の調査では、汚染のおそれの由来を問わず、すべての汚染のおそれの由来を対象に調査を行うことを求める仕組みにしているかどうか。
- 現在においても、自然由来汚染調査と水面埋立て用材料由来汚染調査において、土壌汚染が過去に確認されている物質以外の物質は「土壌汚染のおそれ」がないと判断されることになっているが、その結果、過去に調査されたことのない特定有害物質は試料採取等の対象とならず、土壌汚染の有無が確認されないまま土壌汚染が生じていないものとして取り扱われており、都道府県等の残土条例の調査や搬出先の盛土等より検出されている事例もある。従って、法第4条の届出を不要にした場合に汚染土壌が拡散されることが懸念される。（土壌環境センター）
 - ・ 自然由来等土壌の調査が従来通りの方法で行われる想定であれば、地歴調査において「土壌汚染のおそれ」を判断するためのスクリーニング的な試料採取を位置づける、土壌の移動や搬出を伴う場合に試料採取等対象物質とすることを求めるなどの対応を求めるべきではないか。
 - ・ 盛土規制法において、汚染土壌の盛土等への不適切利用の防止が土壌汚染対策法に委ねられていることにも留意する必要があると考えられる。
 - ・ 例えば、届出を不要とするのは、自然由来等土壌の区域指定制度の対象からの除外のように、自然由来等土壌の汚染のおそれがないことを、スクリーニング的な試料採取を事前に実施することで明らかにした場合や、あるいは既存資料により明らかにできる土地に限定にすることが考えられる。
- 盛土・埋土に由来する「土壌汚染のおそれ」について、当該土壌汚染のおそれが人為等由来、自然由来（自然由来汚染盛土）および水面埋立て材料由来のいずれであるかにより試料採取等の方法が異なっている。（土壌環境センター）
 - ・ 盛土・埋土の汚染状態を網羅的に把握できるよう、試料採取等の方法を統一すべきではないか。

2-⑥. 埋立地特例区域の見直しについて

埋立地特例区域に関連

意見・指摘事項等（2／2）

- 臨海部には多くの大規模な工場が立地しており、鉄鋼業においても原料の輸入や国内外への製品輸出のため、臨海部の埋立地（低地）に大規模製鉄所が立地している。多くの臨海部は工業専用地域（事業所用地）となっており、一般住民の立ち入りはない。臨海部では、自然・埋立土由来の汚染物質と工場等で使用の可能性がある物質が重なる場合があり、汚染が自然・埋立土由来であっても、自然由来汚染と認められないケースがある。（日本鉄鋼連盟）
 - ・ 一定の汚染濃度基準を設定し、それ以下であれば自然由来汚染と見なす等の整理をできるようにしていただきたい。
- 自然・埋立土由来の汚染物質が検出され、形質変更時要届出区域（埋立地管理区域や特例区域ではない）の指定を受けると、ガイドラインに示されている要措置区域と同様の汚染拡散防止対策を求められる場合がある。（日本鉄鋼連盟）
 - ・ 人健康リスクと土地の特性を考慮した合理的な形質変更工法を選択できるようにしていただきたい。
- 土対法ガイドラインは、広く連続した標準的な地層を前提に汚染拡散防止対策を明示しているが、臨海部にある製鉄所は、①海面埋立時に周辺の海底や山間部の土砂（自然由来の土）で造成されたこと、②海岸線特有の海水面変動に伴う海進・海退の繰り返し影響があることから、自然由来ではあるものの、不規則で変化が多い地層となっている。（日本鉄鋼連盟）
 - ・ 臨海部の土地の特性を考慮した合理的な土壤汚染対策を選択できるようにしていただきたい。
- 現行制度では、特定有害物質の種類・濃度や区域の種類（埋立地管理区域や特例区域は除く。）といった健康被害リスクの有無に関わらず、土壤溶出量基準不適合の土壤が帯水層に接する場合、平成31年環境省告示第5号で定める施行方法で土地の形質の変更を行うことにより、当該基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講ずる必要があり、事業者にとって費用的負担が大きい。加えて、当該施行方法に関する自治体への相談事例が多く、自治体間での運用にも差が見られる。（名古屋市）
 - ・ 従来より形質変更時要届出区域（一般管理区域）に指定された区域で、人為等由来と考えられる特定有害物質（第一種特定有害物質やシアン）による汚染ではなくその汚染状態が第二溶出量基準以下であれば、当該施行基準の適用除外とできないか。
- 自然由来等土壤で健康リスクがない場合に区域指定の対象からの除外と搬出時に管理を行う方針に基本的に賛成する。（土壤環境センター）
 - ・ 自然由来汚染と水面埋立て用材料由来汚染とに分けて検討を行う必要があり、特に水面埋立て用材料由来汚染に健康リスクがある場合の扱い（誰がどのように判断するのか）を明確にする検討を行うべきである。
 - ・ さらに、敷地内での土壤の移動や敷地外への搬出の管理方法等に関する具体的な仕組みを示していただきたい。

2-⑥. 埋立地特例区域の見直しについて

論 点

- 水面埋立て土砂由来（人為等に由来するおそれがない）の汚染は、相当範囲に広く分布しており、かつ、主に臨海部に立地するために人の健康リスクが低いという趣旨を踏まえた制度に見直してはどうか。

論点に対する方向性

- a. 水面埋立て土砂由来であって条件を満たした土壌汚染については、第5回小委員会で示した自然由来等基準不適合土壌の取扱いと同様に、要措置区域及び形質変更時要届出区域としない制度とすべきではないか。
- 平成20年答申において、海面埋立地にある工場等の敷地は、汚染土壌の搬出時の措置、形質変更時の土壌の飛散の防止措置を講じていれば、健康に係る被害が生ずるおそれがないとされていたが、現行法では土地の形質変更も対象となっているため、埋立由来の汚染がある土地（以下、埋立由来土地）として法第12条届出の対象外へ改めてはどうか。
 - 埋立由来土地の適用については、現行法の埋立地特例区域と概ね同じ条件とし、下記の条件を満たした場合としてはどうか。
 - ・ 人為等に由来するおそれがない土地とする。汚染状態は、シアン化合物以外の第二種特定有害物質（自然由来と同じ有害物質）による土壌溶出量基準不適合の場合のみとし、土壌含有量基準不適合及び第二溶出量基準不適合の場合は適用されないものとする。
 - 埋立由来土地の搬出時の規制は、現行法の自然由来等土壌に係る搬出規制（自然由来等土壌利用施設へ搬出、区域間移動等）と同様の特例を設けてはどうか。
- ※埋立由来土地は台帳を調製して管理を行う区域指定によらない方法とするか、新しい区域指定制度による管理とするかは、引き続き検討を行う。
- b. 水面埋立て土砂由来と判定するために必要な試料採取等調査方法についてもより合理的な調査方法を検討すべきではないか。
- 今までの「30m格子毎の調査」に加えて、広い面積（例えば90m格子毎）での調査も可能としてはどうか。

2-⑦. 汚染情報に係る調査契機（第4回小委員会の論点）における詳細事項について

検討会提言

参考：第4回小委員会資料

- ・ 地歴情報等の土壤汚染状況に関する情報については、もともとは土地の所有者等が所有し、管理していたものであるが、制度として土地の所有者等や汚染行為を行った事業者に保存の責務が無いところ、土地の所有権が一般に長期間存続する過程で、企業の統廃合、事業場の土地の所有者等の変更や高齢化等による不在化、長期間の経過など、様々な要因によって散逸が進んでおり、地歴調査を円滑に行うことが年々困難になりつつあるとの指摘がある。（p.12）

論 点

- ・ 有害物質の使用状況等の土壤汚染状況調査に必要な情報の散逸を防ぐため、何らかの仕組みを設けてはどうか。

論点に対する方向性

- a. 現行法においては、法第3条第1項ただし書の確認を受ける場合や、有害物質使用特定施設の承継等の関係主体が変更される場合において、有害物質の使用状況等に係る情報が収集されていないことから、これらの契機においても、必要な情報を把握・承継することとしてはどうか。
- b. 一方で、これらすべてのケースで試料採取等調査を義務づけることは困難であるため、必要な契機に必要な情報の把握を行うことを義務づけることとしてはどうか。
- c. 具体的には、①法第3条第1項のただし書の確認を受ける場合、②有害物質使用特定施設の承継、③有害物質使用特定事業場の土地の所有者の変更（土地の切り売りを含む）の場合に、土地の所有者等に必要な情報の把握を行うことを義務づけ、都道府県等に届出することとしてはどうか。
- d. 上記で把握した情報については、承継や土地の所有者変更が行われる際の関係主体間で、適切に受け渡しを行うことを義務づけてはどうか。

2-⑦. 汚染情報に係る調査契機（第4回小委員会の論点）における詳細事項について

第4回小委員会でいただいた意見

- 必要な情報の範囲を明確化すべき。また、事業者の過度な負担とならないよう、簡易な方法とすることが不可欠。
- 水濁法の届出と重複がないようにしていただきたい。
- 情報の収集にコストが掛かると相続放棄等をされて土地が放棄されてしまう。自治体に資料が存在しているのか、自分で調べればわかるか等、収集する情報の性質を明らかにしてほしい。
- ある程度詳細な内容がないと承継する意味がないので、有効な情報となる粒度で検討すべき。有効な情報であれば、試料採取等調査に及ぶ場合に、リスクに応じて調査範囲を限定することも可能。
- 事業者自身が情報の把握が必要であることを早期から認識し、情報が散逸しないように集める意識もっていただくことが重要。
- 届出まで必要か。行政コストをどこまでかけて実現するかは議論が必要。また、区分所有で一部の所有者が変わった時の対応をきちっときめていかないといけない。

2-⑦. 汚染情報に係る調査契機（第4回小委員会の論点）における詳細事項について

把握・承継を行うべきとする情報として想定されるもの（例）

以下の情報について把握・承継した旨を記載したチェックリスト等を届出する。

（書類そのものは届出対象外）

- ① 現在の住宅地図
- ② 建屋、特定施設、排水ラインの配置図（過去に配置を変更した経緯があることが明らかな場合、変更前の配置がわかるもの）
- ③ 現在の写真（敷地の外観、建屋の外観、特定施設、薬剤の保管庫、排水の側溝ライン・排水枡等）
- ④ 水質汚濁防止法等の有害物質に係る届出の写し
- ⑤ 使用されていた有害物質に関する情報（SDS等）

2-⑦. 汚染情報に係る調査契機（第4回小委員会の論点）における詳細事項について

手続きフローの想定

①法第3条第1項のただし書の確認を受ける場合

法第3条1項の調査義務発生

特定有害物質に関する情報の収集

ただし書の確認申請と併せて
情報の収集を行ったことの報告

②有害物質使用特定施設の承継を行う場合

施設設置の地位を承継した者が実施

特定施設の承継届の提出

土地所有者等への通知

※設置者以外の場合

特定有害物質に関する情報の収集

情報の収集を行ったことの報告

③有害物質使用特定事業場の土地の所有者が変更する場合（土地の切り売りを含む）

土地の所有者の変更

特定有害物質に関する情報の収集

特定有害物質に関する情報の承継
（過去の調査結果を含む）

情報の承継を行ったことの報告

凡例

- 土地所有者等が行うこと
- 自治体が行うこと
- 報告・申請